

## 周防大島町と指定管理者のリスク分担表

別紙3

項目	内容等	損失の負担	
		町	指定管理者
物価の変動	管理運営費に係る物価水準の上昇		○
金利の変動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税制の改正	施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
関連法令の改正	①施設の設置基準、管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施設利用度の低下	施設の利用度が当初の想定を下回ったことによる利用料金 収入の減少（管理運営の中止による場合を除く）		○
施設（設備）の損傷  損失には、修繕工事 期間中のサービス提供に必要な施設の仮 設経費等を含む。	①不可抗力（町及び指定管理者のいずれの責めにも帰しが たい暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火 災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象）によ るもの	○ ただし、町に おいて必要と 認められるた きに限る	
	②管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③日常的修繕で修復できるもので、修繕に係る費用の年度 内の総額が110万円に達するまで (①及び②の場合を除く。)		○ 要協議
	④日常的修繕で修復できるもので、修繕に係る費用の年度 内の総額が110万円を超えてから発生したもの (①及び②の場合を除く。)	○ 要事前協議	
	⑤大規模改修を要するもの (①及び②の場合を除く。)	○ 要事前協議	
	⑥町貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
備品の損傷	⑦町貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	⑧町貸与備品以外の物品で指定管理者が必要とするもの (所有は指定管理者に帰属)		○
	⑨町から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新た な資金調達の発生	○	
支払の遅延	⑩指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、 違約金等の発生		○
	⑪周辺地域との協調に関するもの		○
	⑫施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、 苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	⑬その他	○	
	⑭指定管理者が付帯的に行う自主事業に起因して施設の管 理運営に生ずる損失		○
	⑮施設（設備）の損傷、管理運営に係る事故等により指定 管理者が付帯的に行う自主事業に生じる損失		○
指定管理者が行う 自主事業との関係	⑯		

項目	内容等	損失の負担	
		町	指定管理者
個人情報の漏洩	①町の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの ②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの	○	○
管理運営に係る事故  損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの ②施設の管理の瑕疵から生ずるもの ③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの （自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、利用者からの預かり金品の毀損・紛失等） ④その他	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
第三者への賠償  指定管理者による 損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、町が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの ②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの ③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの ④町が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの ⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの ⑥その他	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
保険への加入	①施設の設置に関するもの（火災共済保険） ②施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等） ③町貸与車両（公用車）に関するもの（自賠責、任意保険）	○ ○ ○	○ ○ ○
業務内容の変更	①町の事情によるもの ②指定管理者の事情によるもの	○ ○	○ ○
管理運営の中止	①不可抗力によるもの (町による防災拠点施設としての使用時を含む) ②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの ③サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの ④関係法令の変更によるもの ⑤施設（設備）の損傷によるもの ⑥管理運営に係る事故によるもの	○ ○ ○ ○ ○ ○	ただし、町において必要と認められるときに限る 原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
特殊事情	新型コロナウイルス感染症等の影響による収入の減少や、想定外の原油価格・物価高騰等による経費上昇分など	その都度協議するものとする。	
その他の	①町の責めに帰すべき事由によるもの ②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの	○ ○	○ ○